

4 保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度（R5） 担当課自己評価	▲	理由 (根拠)
64	地域ボランティアの支援による負担軽減	【県(☆☆☆)】 既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減します。 (高校教育指導課、県立学校人事課)	今年度 (令和5年度) の取組	▲	令和6年度当初に実施予定。
				上半期	地域ボランティアの支援による教育活動の取組状況の聞き取りを実施
				下半期	県立高等学校全校に対して、地域ボランティアの活用状況を調査予定
番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度（R5） 担当課自己評価	○	理由 (根拠)
65	電話機能の整備、学校・保護者間連絡ツール活用	【県・学校(☆☆)】 全校に電話機能を整備するとともに、学校・保護者間連絡ツール(仮称)を活用します。 (県立学校人事課)	今年度 (令和5年度) の取組	○	令和5年度時点で、勤務時間外に留守番電話を導入している高校が91%、勤務時間外に保護者からの欠席連絡にクラウドサービスを一部でも導入している特別支援学校が81%
				上半期	・各学校に対して、導入する場合のノウハウ、導入後の成果等の横展開(随時)
				下半期	・各学校に対して、導入する場合のノウハウ、導入後の成果等の横展開 ・令和4年度に全校配付した「欠席・遅刻連絡ツール(モデル版)再周知 ・導入・活用の状況の把握
番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度（R5） 担当課自己評価	○	理由 (根拠)
66	県民、保護者等の理解促進	【県・学校(☆)】 ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、県民、保護者等の理解促進を図ります。 (県立学校人事課)	今年度 (令和5年度) の取組	○	県ホームページでの更新版公表と共に、校長会議で周知した。県ホームページの内容を契機に厚生労働省白書の掲載につながった。
				上半期	・現行「基本方針」のリーフレットを校長会議で周知、HP更新(5月) ・県ホームページの更新(令和4年度月別時間外在校等時間など)
				下半期	・HPでの情報発信の有効性を周知 (厚生労働省「過労死等防止対策白書」の掲載経緯など)

番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度（R5） 担当課自己評価	○	理由 (根拠)
67	地域等の連携を生かした子供たちの実社会からの学びの充実	【県(☆)】 これまで培ってきた地域等との連携を生かし、子供たちの実社会からの学びを充実させる取組を学校の実状も十分踏まえて、進めてまいります。 (高校教育指導課)	今年度 (令和5年度) の取組	○	学校と企業・団体等のマッチング・コーディネート実績数18件
				上半期	学校と企業・団体等のマッチング・コーディネート実績数(10件)
				下半期	学校と企業・団体等のマッチング・コーディネート実績数(5件)
番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度（R5） 担当課自己評価	△	理由 (根拠)
68	大会やコンクールの精選等	【県(☆)】 高体連、高文連等に対し、引き続き、主催大会やコンクール等の精選や開催方法等の精査等について申し入れます。各競技団体等に対しては、学校の働き方改革について説明し、大会参加校の縮減について理解を求めます。また、大会等への参加が、生徒や保護者、顧問への過度な負担とならないように、「教員特殊業務手当の支給対象となる対外競技一覧」にない大会等の主催者に対して、開催についての検討を働き掛けるなど、必要な措置を講じます。各校に対しても大会等への参加が生徒や保護者、顧問への過度の負担とならないよう、配慮を働き掛けます。(保健体育課、高校教育指導課)	今年度 (令和5年度) の取組	△	高文連と連携し、各種会議等で専門委員長や常任理事に、競技団体が行っている大会等の精査や削減の依頼をした。
				上半期	・県の活動方針に則り、大会の精査・縮減について、各競技団体等に対して働きかけた。
				下半期	・引き続き、県の活動方針に則り、大会の精査・縮減について、各競技団体等に対して働きかけた。

○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度 (R5) 担当課自己評価	理由 (根拠)
69	「ふれあいデー」の推進	【県・学校(☆☆)】 「ふれあいデー」を実施する際は、保護者に対して丁寧な説明を行います。 (県立学校人事課)	今年度 (令和5年度) の取組	○ ふれあいデー当日の状況が前年度より改善した。
			○	理由 (根拠) ・県ホームページで「ふれあいデー」について掲載 ・校長会議で各学校での「ふれあいデー」実施について指示(4月) ・各学校では保護者宛て文書と共にPTA総会等を活用し周知するよう指導(5月)
70	「学校閉庁日」の推進	【県・学校(☆)】 休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を5日以上設定します。その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛けます。 (県立学校人事課)	今年度 (令和5年度) の取組	○ 連続する土日祝日を除く平日の学校閉庁日は、平均6.5日 連続する土日祝日を含む学校閉庁日は、平均7.4日
			○	理由 (根拠) ・「学校閉庁日 ※年5日以上」の設定について校長会議で周知(4月) ※「5日以上」とは学校閉庁日に連続する土日祝日を含む。 ・各学校の「学校要覧」の年間行事予定表欄に設定日を記載
70	「学校閉庁日」の推進	【県・学校(☆)】 休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を5日以上設定します。その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛けます。 (県立学校人事課)	今年度 (令和5年度) の取組	○ 連続する土日祝日を除く平日の学校閉庁日は、平均6.5日 連続する土日祝日を含む学校閉庁日は、平均7.4日
			○	理由 (根拠) ・「学校閉庁日 ※年5日以上」の設定について校長会議で周知(4月) ※「5日以上」とは学校閉庁日に連続する土日祝日を含む。 ・各学校の「学校要覧」の年間行事予定表欄に設定日を記載
71	「学校の部活動に係る活動方針」の厳守	【県・学校(☆☆)】 県方針に則り各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。また、必要に応じて個別にフォローアップを行います。各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。 (保健体育課、高校教育指導課)	今年度 (令和5年度) の取組	△ 理由 (根拠) 「埼玉県部の活動の在り方に関する方針」は適切に運用されている。(令和4年度比) ・1日当たりの平均活動時間: やや増加 ・1週間当たりの休養日1日未満の部活動の割合: やや増加 【平日】1時間54分(4分増) 【運動部】(平日)1.6%増(休日)休業日1.9%増 【休業日】2時間32分(2分増) 【文化部】(平日)0.6%減(休日)0.8%増
			△	理由 (根拠) ・令和5年度部活動における実施状況調査を6月に実施 ・県の活動方針に則り、平均休養日1日未満の部活動数は減少傾向である
71	「学校の部活動に係る活動方針」の厳守	【県・学校(☆☆)】 県方針に則り各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。また、必要に応じて個別にフォローアップを行います。各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。 (保健体育課、高校教育指導課)	今年度 (令和5年度) の取組	△ 理由 (根拠) 「埼玉県部の活動の在り方に関する方針」は適切に運用されている。(令和4年度比) ・1日当たりの平均活動時間: やや増加 ・1週間当たりの休養日1日未満の部活動の割合: やや増加 【平日】1時間54分(4分増) 【運動部】(平日)1.6%増(休日)休業日1.9%増 【休業日】2時間32分(2分増) 【文化部】(平日)0.6%減(休日)0.8%増
			△	理由 (根拠) ・大きな改善が見られた学校に訪問し、取組事例(好事例)を伺い、模範となる取組事例(好事例)を全校に周知した。 ・国のガイドラインの改訂に伴い、県方針の改訂を行う。

○「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の運用

番号	具体的取組	具体的取組の内容	今年度 (R5) 担当課自己評価	理由 (根拠)
71	「学校の部活動に係る活動方針」の厳守	【県・学校(☆☆)】 県方針に則り各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。また、必要に応じて個別にフォローアップを行います。各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。 (保健体育課、高校教育指導課)	今年度 (令和5年度) の取組	△ 理由 (根拠) 「埼玉県部の活動の在り方に関する方針」は適切に運用されている。(令和4年度比) ・1日当たりの平均活動時間: やや増加 ・1週間当たりの休養日1日未満の部活動の割合: やや増加 【平日】1時間54分(4分増) 【運動部】(平日)1.6%増(休日)休業日1.9%増 【休業日】2時間32分(2分増) 【文化部】(平日)0.6%減(休日)0.8%増
			△	理由 (根拠) ・令和5年度部活動における実施状況調査を6月に実施 ・県の活動方針に則り、平均休養日1日未満の部活動数は減少傾向である
71	「学校の部活動に係る活動方針」の厳守	【県・学校(☆☆)】 県方針に則り各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」の厳守について指導するとともに、活動状況や学校からの要望について調査を行います。また、必要に応じて個別にフォローアップを行います。各学校では、「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。 (保健体育課、高校教育指導課)	今年度 (令和5年度) の取組	△ 理由 (根拠) 「埼玉県部の活動の在り方に関する方針」は適切に運用されている。(令和4年度比) ・1日当たりの平均活動時間: やや増加 ・1週間当たりの休養日1日未満の部活動の割合: やや増加 【平日】1時間54分(4分増) 【運動部】(平日)1.6%増(休日)休業日1.9%増 【休業日】2時間32分(2分増) 【文化部】(平日)0.6%減(休日)0.8%増
			△	理由 (根拠) ・大きな改善が見られた学校に訪問し、取組事例(好事例)を伺い、模範となる取組事例(好事例)を全校に周知した。 ・国のガイドラインの改訂に伴い、県方針の改訂を行う。